

伊賀市太陽光発電施設と地域社会との合意形成の促進に関する条例（素案）の概要

背 景

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインが改定され、地域住民との合意形成を図ることが広く求められることになりました。ただし、これはあくまで努力義務であり、土地や景観への影響、環境負荷、自然災害リスク、廃棄物の処理方法などに関する地域住民の不安を完全に払拭できるものではありません。これらの懸念に対応し、地域住民との合意形成をさらに促進するため、市独自の要件を設け、安全で安心な暮らしや豊かな自然環境との調和を図ることを目的とした条例を制定します。

条例（素案）の概要

◇説明会の実施対象：太陽光発電施設 出力10kw以上 「住民との対話の義務化」

→出力10kw以上から説明会の実施を必須とし、長期的な事業計画など説明事項を定めます。

◇説明会概要報告書の提出→市ホームページでの公表 「見える化」

→説明会で出た反対意見も含め、事業者と地域がどのような対話をしたのかを公表します。

◇不適切事案に対する勧告・公表 「安心安全な環境形成」

→地域社会との合意形成を図るため、事業者に対し指導、助言、勧告を行います。

説明会の開催をしないなどの不適切事案に対して、市ホームページで公表します。

○地域住民との良好な関係を築くためには、直接対話の機会を設け、未然にトラブルを防ぎ、相互理解を深めることが重要です。

そのために、条例によって十分な情報提供と説明を行う仕組みを定める必要があります。

施設設置から撤去・廃棄までの長期計画について説明することを必須とし、地域の景観や環境悪化に対する不安の解消に繋がります。

条例制定スケジュール

7月～	9月	10月	12月	1月～
庁内調整	パブリックコメント	市民・事業者意見の精査	市議会定例会	周知・施行準備

※パブリックコメントでは、地域住民に対する説明会の開催形式などについて広く意見を求める。

伊賀市太陽光発電施設と地域社会との合意形成の促進に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施に当たり、事業者による適切な情報公開及び地域住民等との対話を通じて相互理解を深め、地域社会との十分な合意形成を図り、もって良好な環境の維持及び地域との調和のとれた共生に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱を除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電施設設置事業 太陽光発電施設を設置（増設を含む。）する事業をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者並びに保守点検及び維持管理を行う者をいう。
- (4) 地域住民等 事業を行う区域及びその周辺（以下この号において「事業区域等」という。）に居住し、又は事業区域等にある土地若しくは建物を所有し、若しくは利用する者、自治会等の地域団体その他市長が必要と認める者をいう。

（対象施設）

第3条 この条例の対象となる太陽光発電施設設置事業は、出力10kw以上の太陽光発電施設とする。ただし、太陽光発電施設設置事業区域の敷地境界線からの水平距離が100m以内に、当該事業者又はその密接関係者が実施する場所がある場合は、それらの出力の値を合算したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる太陽光発電施設に係るものは対象にしない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面及び事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設
- (2) 国又は地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、地域住民等に対し必要な助言、情報提供、関係機関との連携を行わなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、地域住民等に対し事業に関する事項を誠実かつ詳細に説明し、良好な関係の構築に努めなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電施設の運用開始後も当該施設の適正管理、事故又は災害時の迅速な対応及び地域住民等への情報提供を継続しなければならない。
- 4 事業者は、事業の開始から撤去及び廃棄に至るまでの長期的な見通しをもって事業を計画し、将来にわたり生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、説明会を開催する60日前までに太陽光発電施設設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出て協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議内容について、地域住民等に情報提供することができる。

(説明会の開催)

第7条 事業者は、地域住民等に対し第5条第2項の規定に係る説明会（以下「説明会」という。）を開催し、事業計画の理解の促進及び対話の機会の確保を図らなければならない。

- 2 事業者は、説明会において地域住民等に対し、質問及び意見を述べる機会を確保し、その質問及び意見に対し、誠実に回答しなければならない。
- 3 地域住民等に対して、説明会を開催する14日前までに通知しなければならない。
- 4 説明会において説明しなければいけない事項は規則に定める。

(結果報告)

第8条 事業者は、説明会において提出された意見及び質問並びにこれらに対する回答を取りまとめ、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、個人情報保護等に配慮した上で、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 3 地域住民等は、前項の公表内容に事実と異なる記載があると認めるときは、公表の日から30日以内に理由を付して市長及び事業者に申し出ることができる。
- 4 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して地域住民等への説明又は資料の提出をするよう求めることができる。
- 5 事業者は、第1項に規定する報告書に訂正が必要なときは、市長に対して訂正された

報告書の提出をしなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、事業者が正当な理由なく、この条例に基づく手続を行わず、又は市長の求めに応じないと認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン概要

1. 目的・考え方

太陽光発電施設の設置に伴う 防災（盛土・土砂災害等）・環境（生物多様性等）・景観・生活環境への懸念や、住民説明不足・維持管理不良によるトラブルを踏まえ、計画段階からの情報提供、法令遵守、地域住民の理解を得た事業推進を求める。

※運用状況や重大事案等を踏まえ、必要に応じて条例化も検討する方針。

2. 適用対象（基本）

三重県内（隣接府県にまたがる場合を含む）の出力 10kW 以上の太陽光発電施設（原則、建築物設置を除く）。FIT/FIP の認定有無を問わず対象。

近接（敷地境界から 100m 以内）に同一事業者または密接関係者の設備がある場合、出力を合算して判定。

3. 立地選定で「十分な考慮が必要な区域」（3 区分）

①設置するのに適当でない区域：原則不許可等、規制が強い区域（例：保安林、農用地区域、河川区域、風致地区、特別保護地区、史跡名勝天然記念物指定地 等）

②十分な検討・調整が必要な区域：許可・届出等が関係しやすい区域（例：砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、地域森林計画対象民有林（林地開発）、自然公園特別地域、埋蔵文化財包蔵地、農地（第 2・第 3 種等） 等）

③相談・配慮が必要な区域：要綱等により事前相談や配慮が求められる区域（例：世界遺産周辺環境（ワイダーセッティング）等）

4. 事業者を求める主な手続（届出・説明）

(1) 県・市町への届出（基本）

事業概要書（様式 1）を説明会または事前周知措置の 45 日前までに県・市町へ提出（施設ごと）。併せて、関係法令手続状況報告書（様式 3 または 4）、許可等を受けていることを示す書類等を提出。

重要変更時は事業概要書（変更）（様式 2）を提出（事業者変更、場所変更、出力の一定以上増加、新たに説明会等が必要となる変更等）。

(2) 住民説明会・事前周知措置

原則、地域共生のために説明会または事前周知を実施。

説明会の目安

出力 50kW 以上：原則説明会

出力 50kW 未満：事前周知

対象範囲（敷地境界からの水平距離）

50kW 以上：300m 以内

10～50kW 未満：100m 以内

環境アセス対象：1km 以内

説明会運用：開催 2 週間前までに案内、開催後も一定期間（2 週間以上）質問を受け付け、書面で誠実に回答。必要に応じ複数回開催。

5. 事業段階ごとの遵守・配慮（要点）

企画立案時：法令・条例調査、土地の適否検討、県・市町相談、住民との早期コミュニケーション。

設計・施工時：防災（排水・土砂流出・法面保護等）・環境・景観に配慮、廃棄物等の適正処理。

標識掲示：国は 20kW 以上で必須だが、県ガイドラインは 10kW 以上から連絡先明示を求める。

柵塀等：第三者侵入・感電防止のため原則設置。

運用・管理時：保守点検・除草等を計画どおり実施、異常時は速やかに確認し必要に応じて市町及び住民へ連絡。

撤去・処分時：廃棄物処理法等を遵守し速やかに撤去・処分。廃止時は廃止届（認定あり：国届出写し／認定なし：様式 7）を県・市町へ提出。

6. 県・市町の役割／その他

県：周知・相談対応、運用確認、市町支援、違反疑い時は国に相談（再エネ特措法に基づく措置につなぐ）。

市町：住民相談、事業者からの相談（住民説明会範囲や説明方法等の助言）、所管手続の案内、県への情報提供。

公開・情報共有：届出情報（届出日、事業者名、連絡先、場所、出力等）を県 HP で公開する。

また、事業者に対する指導（改善報告等）を重ねても、なお改善がみられない又は重大な違反状態が続く場合など、「事業者の被る不利益」を考慮してもなお、「公表によって得られる公益」を確保すべき必要性が高い場合に県ホームページで事業者名及び違反した事実等を公表する。

届出書類提出先（相談窓口） 一覧

（別表2）

令和8年4月1日時点

■『三重県太陽光発電施設の適正導入にかかるガイドライン』にかかる「届出書類提出先」及び「ガイドライン運用等の問い合わせ先」

	所属	住所	電話番号
三重県	新産業振興課	津市広明町13番地	059-224-2316

■『三重県太陽光発電施設の適正導入にかかるガイドライン』にかかる「届出書類提出先」及び「住民等からの相談窓口」

	市町名	所属	住所	電話番号
1	津市	環境保全課	津市西丸之内23番1号	059-229-3259
2	四日市市	環境政策課	四日市市諏訪町1番5号	059-354-8188
3	伊勢市	環境課	伊勢市岩渕1丁目7番29号	0596-21-5540
4	松阪市	環境課	松阪市殿町1340番地1	0598-53-4425
5	桑名市	環境対策課	桑名市中央町二丁目37番地	0594-24-1183
6	鈴鹿市	環境政策課	鈴鹿市神戸一丁目18番18号	059-382-7954
7	名張市	環境対策室	名張市鴻之台1番町1番地	0595-63-7492
8	尾鷲市	政策調整課	尾鷲市中央町10番43号	0597-23-8134
9	亀山市	環境課	亀山市布気町442番地	0595-96-8095
10	鳥羽市	環境課	鳥羽市鳥羽三丁目1番1号	0599-25-1147
11	熊野市	環境対策課	熊野市有馬町5233番地	0597-89-2804
12	いなべ市	環境政策課	いなべ市北勢町阿下喜31番地	0594-86-7812
13	志摩市	環境・ごみ対策課	志摩市阿児町鵜方3098番地22	0599-44-0228
14	伊賀市	建設政策課	伊賀市四十九町3184番地	0595-22-9722
15	木曽岬町	住民課	桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地	0567-68-6103
16	東員町	みらい環境課	員弁郡東員町大字山田1600番地	0594-86-2807
17	菰野町	環境課	三重郡菰野町大字潤田1250番地	059-391-1150
18	朝日町	防災環境課	三重郡朝日町大字小向893番地	059-337-5610
19	川越町	生活環境課	三重郡川越町大字豊田一色280番地	059-366-7163
20	多気町	環境生活課	多気郡多気町大字相可1600番地	0598-38-1152
21	明和町	生活環境課	多気郡明和町大字馬之上945番地	0596-52-7117
22	大台町	生活環境課	多気郡大台町佐原750番地	0598-82-3787
23	玉城町	税務住民課	度会郡玉城町田丸114番地2	0596-58-8201
24	度会町	みらい安心課	度会郡度会町棚橋1215番地1	0596-62-2423
25	大紀町	総務企画課	度会郡大紀町滝原1610番地1	0598-86-2212
26	南伊勢町	まちづくり推進課	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地	0599-66-1366
27	紀北町	企画課	北牟婁郡紀北町東長島769番地1	0597-46-3113
28	御浜町	生活環境課	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1	05979-3-0513
29	紀宝町	環境衛生課	南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地	0735-33-0338

※計画している施設が複数の市町にまたがる場合、関係する全ての市町に事業概要書等を提出してください。

※市町が独自に太陽光発電施設の設置に係る条例、指導要綱、ガイドライン等を定めて取り組んでいる場合、

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」は原則、適用外となります。ただし、出力規模やFIT・FIP認定の有無によつては、同ガイドラインの適用対象となる場合もありますので、詳細は前頁の「太陽光発電施設の適正導入にかかる適用基準一覧（県内市町別）」をご参照ください。